

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

告 示	ページ
○保安林の指定予定の通知（3件）（治山林道課）	1
○保安林の指定施業要件の変更予定の通知（〃）	1
○道路の区域変更（2件）（道路課）	1
○道路の供用開始（〃）	2

告 示

高知県告示第55号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成28年2月9日

高知県知事 尾崎 正直

- 保安林予定森林の所在場所
安芸郡安田町間下字次郎兵衛谷170の口、字次郎兵衛谷尻172
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字次郎兵衛谷170の口（次の図に示す部分に限る。）、
字次郎兵衛谷尻172（次の図に示す部分に限る。）
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び安田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第56号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨

の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成28年2月9日

高知県知事 尾崎 正直

- 保安林予定森林の所在場所
安芸郡北川村宗ノ上字西路山572の1、572の2
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字西路山572の1・572の2（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び北川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第57号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成28年2月9日

高知県知事 尾崎 正直

- 保安林予定森林の所在場所
安芸郡北川村久木字上谷口影1002の38から1002の40まで、字森ノ鼻東1032
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字上谷口影1002の38から1002の40まで（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、字森ノ鼻東1032（次の図に示す部分に限る。）
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐

期齢以上のものとする。

- 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び北川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第58号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。

平成28年2月9日

高知県知事 尾崎 正直

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
平成8年1月農林水産省告示第106号及び平成9年5月農林水産省告示第724号
- 変更に係る指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
変更しない。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課並びに関係市役所及び町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第59号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成28年2月9日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年2月9日

高知県知事 尾崎 正直

- 道路の種類 県道
- 路線名 興津窪川
- 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡四万十町与津	前	10.0	134
		20.4	

地字茶屋ノ本1748番から 高岡郡四万十町与津 地字小野1364番まで	B	6.0 }	75
	後	10.0 }	134
		20.4	

高知県告示第60号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成28年2月9日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年2月9日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 作屋影野停車場
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡四万十町七里 字砂揚甲1105番6から 高岡郡四万十町七里 字神主ヤシキ甲1141 番2まで	前	4.3 }	284
	後	11.6	
高岡郡四万十町七里 字砂揚甲1105番6から 高岡郡四万十町七里 字神主ヤシキ甲1141 番2まで	A	4.3 }	242
	後	11.2	
高岡郡四万十町七里 字砂揚甲1105番3から 高岡郡四万十町七里 字神主ヤシキ甲1141 番2まで	B	6.7 }	467
	後	79.6	

高知県告示第61号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、

道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成28年2月9日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年2月9日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大川土佐
- 3 道路の区域

供 用 開 始 区 間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
土佐郡大川村下小南川字堂 ノナロ294番4から 土佐郡大川村下小南川字堂 ノナロ294番20まで	78	平成28年2月9日